

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (クリーンウッド法) の改正について

令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業 合法性確認実施指導者養成
第2部 指導者養成講座

令和6年

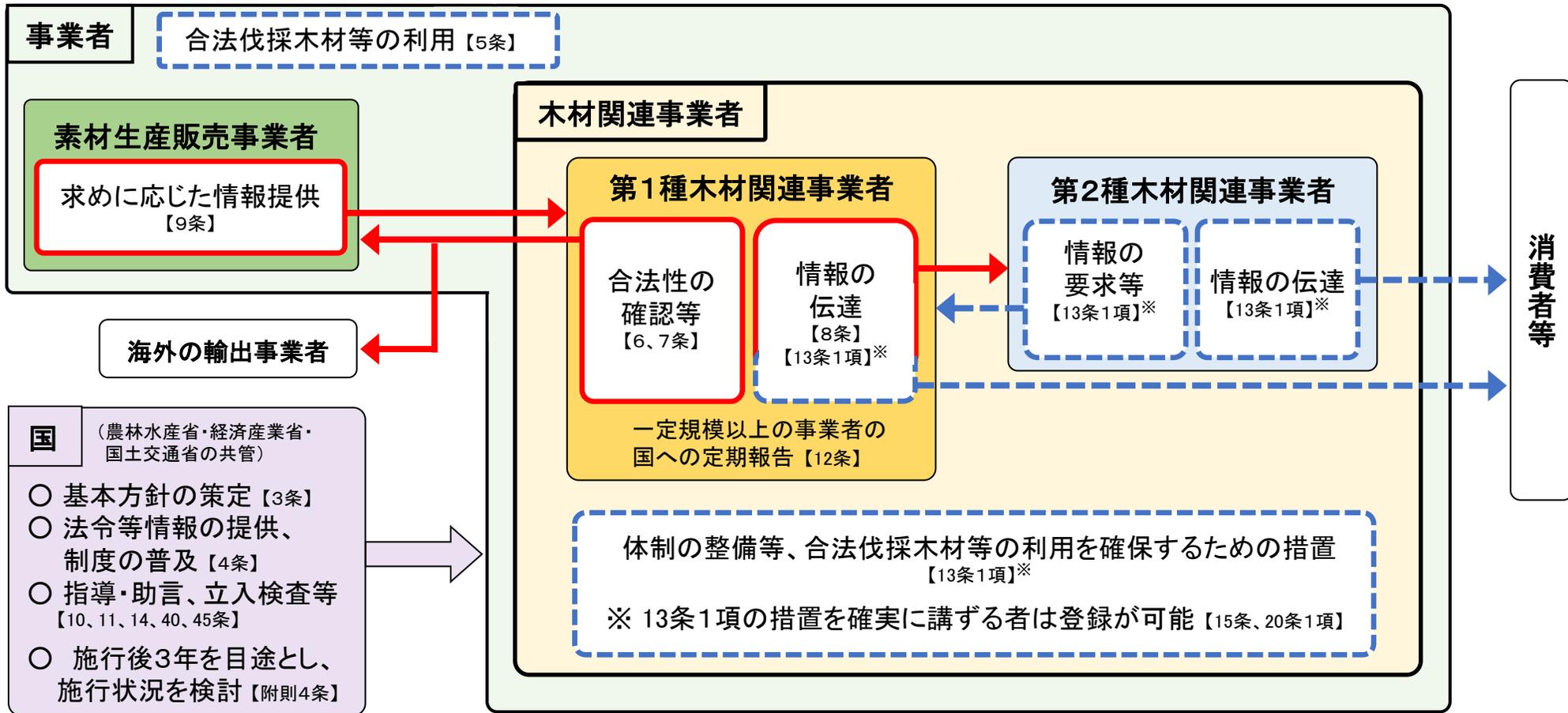
林野庁木材利用課

改正クリーンウッド法の概要

令和7年
4月1日 施行

- (1) **事業者**は、木材等を利用するに当たって、**合法伐採木材等を利用する努力義務**
- (2) **木材関連事業者**は、**合法伐採木材等の利用を確保するための措置**を行う**努力義務**
- (3) 合法伐採木材等の利用を確保するための措置を**確実に講ずる者**は、登録実施機関による**登録を受けることが可能**
- (4) **第1種（川上・水際）木材関連事業者**は、**合法性の確認等**を行う**義務**
- (5) **素材生産販売事業者**は、木材関連事業者からの求めに応じ、合法性の確認に資する**情報を提供する義務**

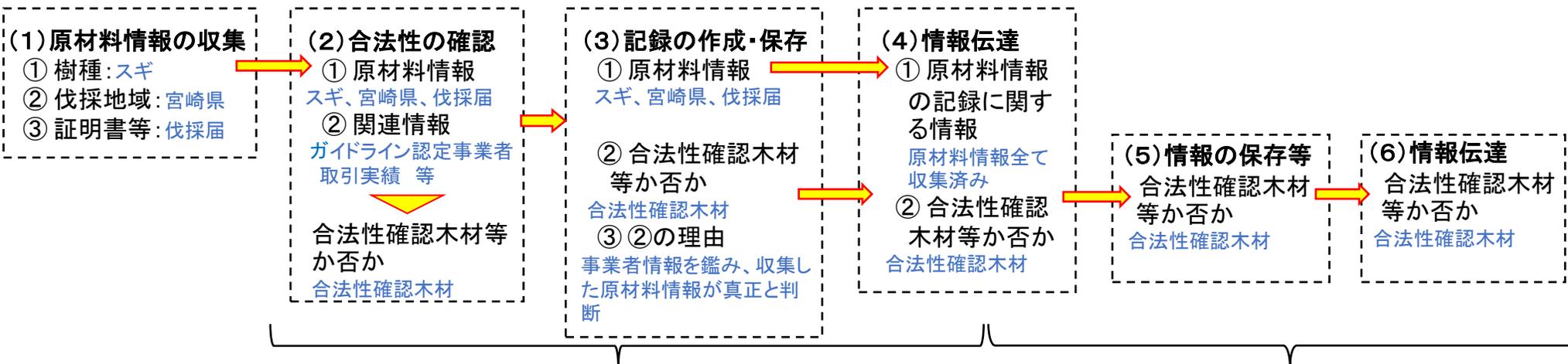
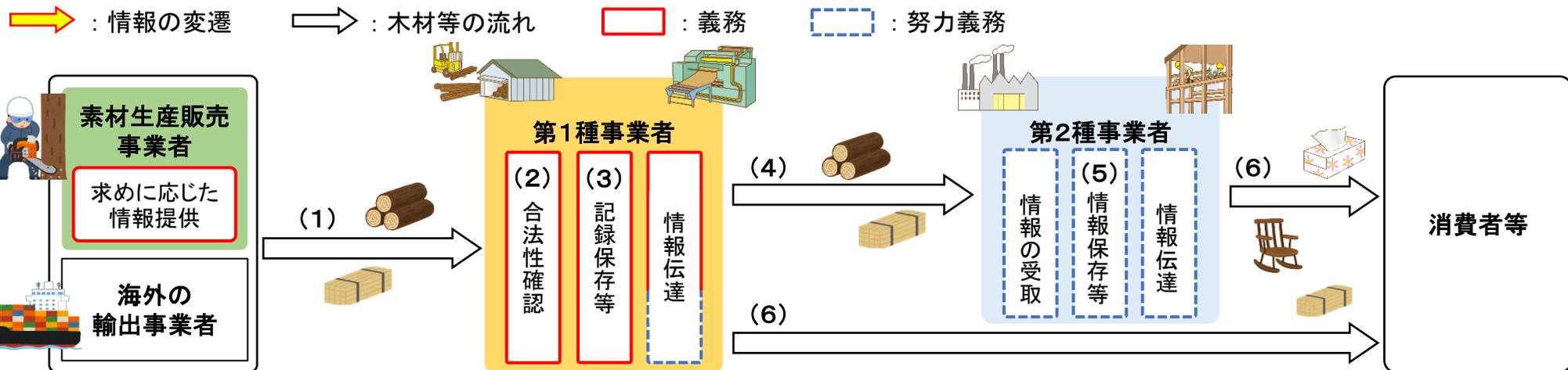
☐➡ : 義務 ☐➡ : 努力義務



木材流通の各段階における情報の変遷と具体例（国産丸太の場合）

(1) 第1種事業者は、収集した情報を踏まえて合法性の確認を行った結果を保存、伝達

(2) 第2種事業者は、受け取った情報をそのまま保存、伝達



収集した情報及び合法性の確認結果を保存、伝達

受け取った情報をそのまま保存、伝達

※ 第2種事業者から木材を譲受ける場合は、「合法性確認木材であるか否か」の情報のみを受け取る
 ※ 木材の流通に関与せず、加工のみを行う事業者（賃加工を行う事業者）は、木材関連事業者に該当しない

合法性確認の手引き

現在クリーンウッドナビにて「合法性確認のためのフローチャート等」を公表していますが、このたび改正クリーンウッド法を踏まえた更新版を公表しました

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html#dd>

【フローチャート】

手順0: 木材・木材製品の譲受け等

手順1-1: 原材料情報の収集・整理

以下の情報について収集等をチェックリスト1-1を用いて行う。

- ア 樹種
- イ 伐採地域
- ウ 違法伐採に係る木材・木材製品に該当しない蓋然性が高いことを証する情報(証明情報)

手順1-2: その他の情報の収集・整理

原材料情報の真正性を高めるため、それぞれの原材料情報に関する情報について、必要に応じて収集等をチェックリスト1-2を用いて行う。

手順2: 合法性の確認

チェックリスト2を活用して行う。手順1-1, 1-2で収集等した情報に基づき、以下の観点から、取り扱う木材等の違法伐採リスクを確認する。

1. 総論
2. 樹種
3. 伐採地域
4. 証明情報
5. 譲受け元に関する情報

リスクは無視できるレベルと確認

合法性確認木材等と判断

リスクは無視できないレベルと確認

合法性確認木材等でない木材等と判断

手順3: 記録の作成・保存

以下の記録を作成し、原則5年間保存する。

- ア 収集等した原材料情報の内容 ⇒ 手順1-1で収集等した情報に相当
- イ 合法性確認木材等であるか否か ⇒ 手順2の結果が相当
- ウ 合法性確認の理由
 - ・ 収集等した原材料情報が真正であると判断した 等

手順4: 譲渡しを行う相手方への情報の伝達

以下2項目について伝達する。

- ア 原材料情報に関する情報
 - ① 原材料情報を全て収集等できた場合はその旨
 - ② 収集等できなかった原材料情報がある場合はその内容
- イ 合法性確認木材等であるか否かの情報

原材料情報
が
全
て
な
い
場
合
が

合法性確認の手引き

【チェックリスト】

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: 年 月 日

取引内容: / 調達先:

担当者: / 責任者:

チェックリスト1-1 原材料情報として収集等すべき事項 社内管理番号:

事項	確認した書類等の情報 (該当するものを選択)	自由記載欄
ア 原材料となっている樹木の樹種 樹種名:	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、樹種の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> 目視等により自ら確認	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
イ 原材料となっている樹木が伐採された地域 伐採地域名:	<input type="checkbox"/> 納品書	
	<input type="checkbox"/> 売買契約書	
	<input type="checkbox"/> 通関時に必要となる書類(仕入書(インボイス)等)	
	<input type="checkbox"/> ウの情報の中で、伐採地域の記載があるもの	
	<input type="checkbox"/> 口頭での伝達	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
ウ 原材料となっている樹木が違法伐採に係る木材・木材製品に該当する蓋然性が高いことを証する情報(証明情報) ※別紙を参考	<input type="checkbox"/> 国産材における情報(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 輸入材における情報(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 証明書等が発行されない伐採であった(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	

木材・木材製品の合法性の確認のためのチェックリスト

記入日: 年 月 日

取引内容: / 調達先:

担当者: / 責任者:

チェックリスト1-2 その他の収集等を検討すべき事項 社内管理番号:

事項	収集・整理した情報 (該当するものを選択)	自由記載欄
エ 樹種に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 木材の目視、組織観察、DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 国が提供する情報等により、記載された地域に分布する樹種であることや、伐採地域で伐採や取引の禁止対象となる樹種が含まれていないことを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
オ 伐採地域に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 伐採地の衛星データ等を確認し、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> 現地調査を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> DNA分析、安定同位体分析等を行い、信頼性を高めました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
カ 証明情報に関する補足情報	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先や発行元に実際に届出されたか、許可書を発行した書類であるかどうか等を照会しました	
	<input type="checkbox"/> 証明書等の届出先等は汚職の可能性が低く、違法伐採対策に関する法令が整備されていることを確認しました	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	
	<input type="checkbox"/> 収集等できませんでした	
キ 調達先に関する情報	<input type="checkbox"/> 「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	
	<input type="checkbox"/> 取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	
	<input type="checkbox"/> 合法性に関する第三者機関による認証(森林認証等)、認定(合法木材供給事業者認定等)等を受けています	
	<input type="checkbox"/> 木材・木材製品の合法性に関する行動規範や、取組等について公表しています	
	<input type="checkbox"/> 関係者へ問合せを行い、過去に問題を起こしたことはないか等を確認しました	
	<input type="checkbox"/> 譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採をした事業者までのサプライチェーンを把握しています	
	<input type="checkbox"/> その他(具体的に記載):	

合法性確認の手引き

【チェックリスト】

チェックリスト2 木材・木材製品の違法伐採リスクの確認に係る確認事項

「低リスク評価寄与度」の上位の項目が確認できれば、下位の項目の確認は省略可能です。

No.	低リスク評価寄与度			確認内容	チェックリスト1-1, 1-2の事項
	大	中	小		
1 総論					
(1)	<input type="checkbox"/>			収集等した全ての書類は、期限は有効、発行日は適当なものです	ウ、カ
(2)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の全量についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
(3)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品は、単一の樹種で構成されているものです	ア、エ
(4)			<input type="checkbox"/>	木材・木材製品の一部についての原材料情報(樹種、伐採地域、証明書)を把握できています	ア、イ、ウ
2 樹種					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、樹種名を把握しています	ア、エ
(2)		<input type="checkbox"/>		木材・木材製品の樹種に関し、範囲が明確な総称(SPFなど)を把握しています	ア、エ
(3)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の樹種は、記載された伐採地域に分布するものであり、かつ、その地域において伐採や取引の禁止対象となっている樹種は含まれていません	エ
(4)		<input type="checkbox"/>		植林木/人工林由来の樹木のみが原材料として使われています	ア
(5)			<input type="checkbox"/>	伐採地域において違法伐採事例が知られている樹種は含まれていません	ウ、エ
3 伐採地域					
(1)	<input type="checkbox"/>			木材・木材製品の原材料の樹木について、伐採地域を把握しています	イ、オ
(2)		<input type="checkbox"/>		伐採地域に関し、国よりも広範な地域(アジアなど)は把握しています	イ、オ
(3)	<input type="checkbox"/>			現地で伐採跡地を調査することにより、真正性を確認しました	オ
(4)		<input type="checkbox"/>		伐採地の衛星データ等を確認し、真正性を確認しました	オ

4 証明情報

(1)	<input type="checkbox"/>			当該情報を収集等することができ、補足情報を用いて真正性を確認しました	ウ、カ
(2)		<input type="checkbox"/>		当該情報を収集等することができました	ウ
(3)			<input type="checkbox"/>	譲受けた木材・木材製品について、森林所有者や樹木の伐採を行った事業者から調達先までの取引関係を把握しています	キ
(4)	<input type="checkbox"/>			伐採地域は汚職・腐敗が行われている可能性が低く、かつ、違法伐採対策に関する法令が整備されています	カ
(5)		<input type="checkbox"/>		伐採地域において、違法伐採や違法行為等の報道はありません	カ
(6)	<input type="checkbox"/>			伐採された樹木は法令による規定が適用されない樹木であることを確認しました(除伐等の手続不要な伐採など)	ウ、カ

5 調達先に関する情報

(1)	<input type="checkbox"/>			調達先と「合法的に伐採された木材・木材製品を供給する」旨の契約等を結んでいます	キ
(2)		<input type="checkbox"/>		調達先とは取引実績があり、木材・木材製品の合法性に関し、これまで問題になったことはありません	キ
(3)			<input type="checkbox"/>	調達先は、森林認証(FSCやPEFC)等の第三者機関による認証等を受けた事業者です	キ
(4)		<input type="checkbox"/>		調達先の事業者は、木材・木材製品の合法性に関する自己宣言や、取組についての報告等を公表しています	キ

上記の確認により、違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であるかどうかを判断

<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できるレベルと確認し、合法性確認木材等であると判断しました
<input type="checkbox"/>	違法伐採リスクは無視できないレベルと確認し、合法性確認木材等でない木材だと判断しました

クリーンウッド法改正で 何が変わる？

現行法と改正法で大きく変更となるポイントや、具体例等をご紹介します

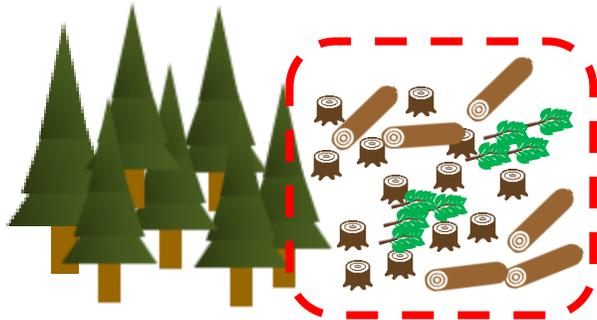
1. 対象物品の考え方（林地残材、製材端材等の扱い）

【現行法】林地残材や製材残材等は対象外

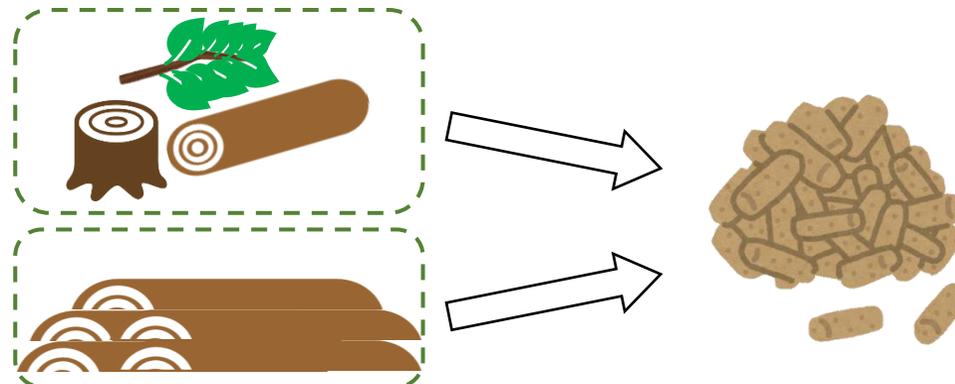
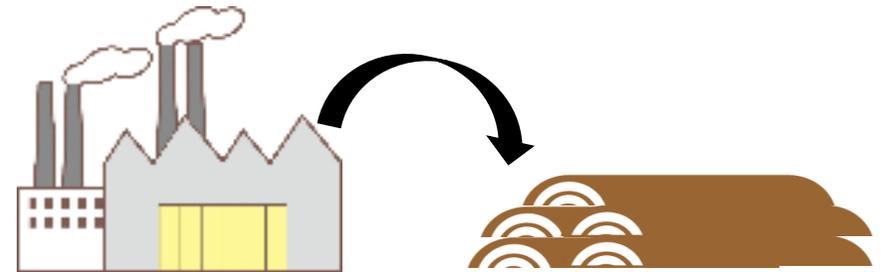
【改正法】以下は法の対象

- ① 譲渡す目的で収集した林地残材や製材等残材
- ② ①が原料である木材等

【例1】林地残材



【例2】背板等の製材端材



【例3】林地残材や製材等残材が原料であるチップ・木質ペレット

これらの物品を他の事業者へ譲渡す場合は、国産・輸入問わず改正法の義務等の対象

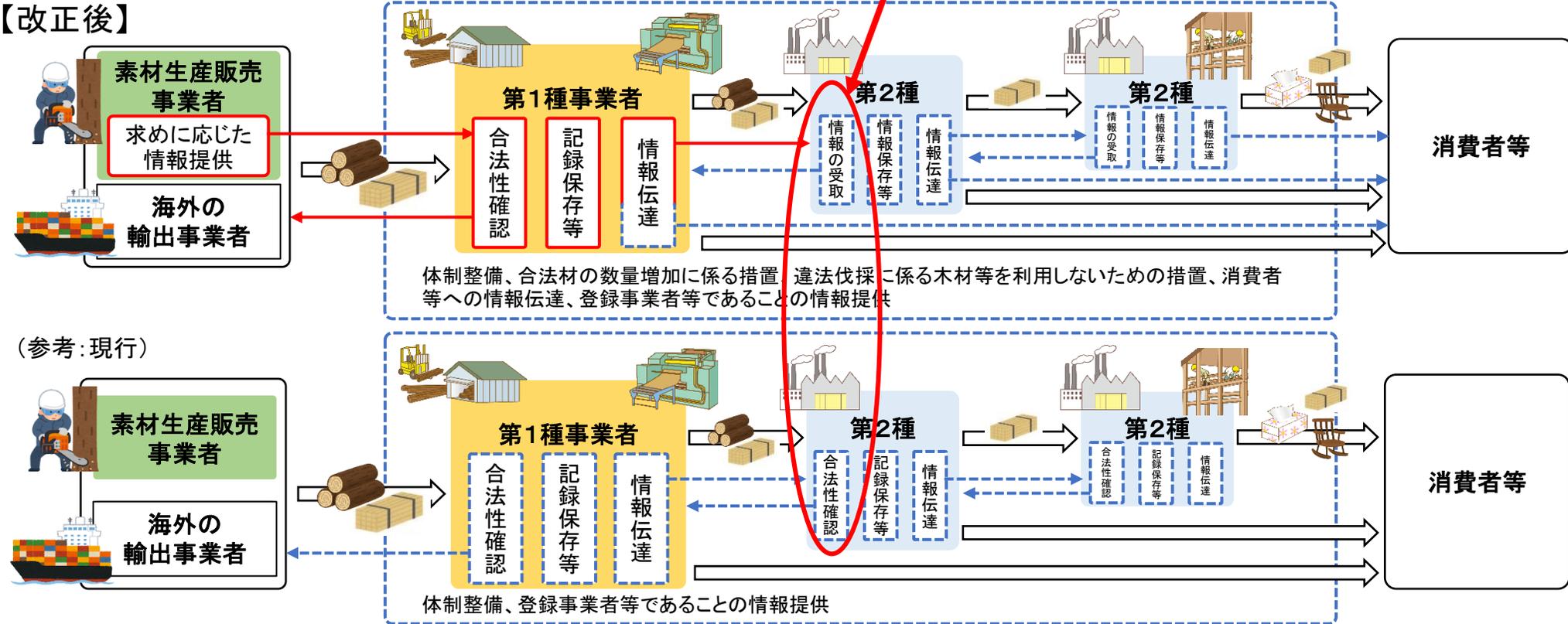
2. 第2種事業者における情報伝達について

【現行法】 第1種事業者から提供された情報を元に、第2種事業者は合法性確認を行い、出荷物全体としての合法性確認結果を伝達

【改正法】 第1種事業者から合法性確認結果等の情報を受領し、その内容をそのまま伝達

⇒ : 木材等の流れ ◻⇒ : 義務 ◻⇒ : 努力義務

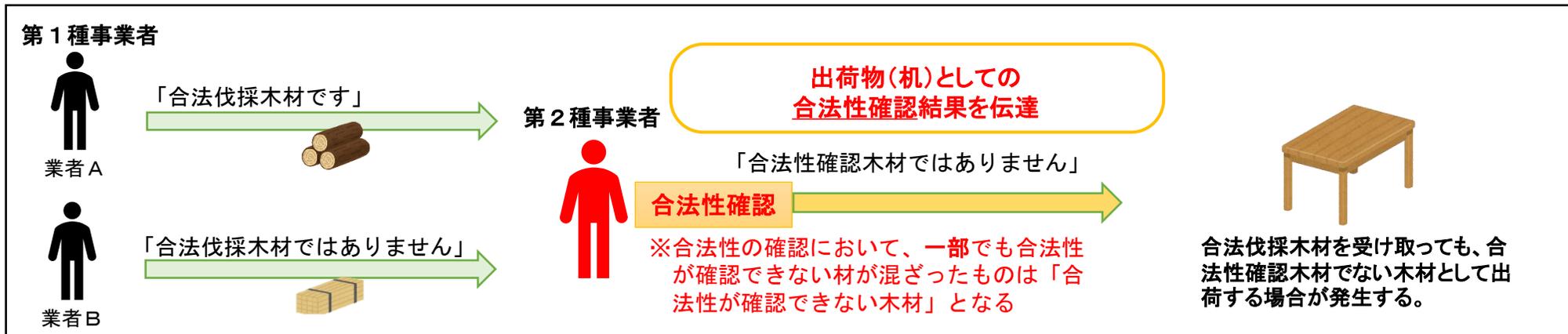
ここに注目



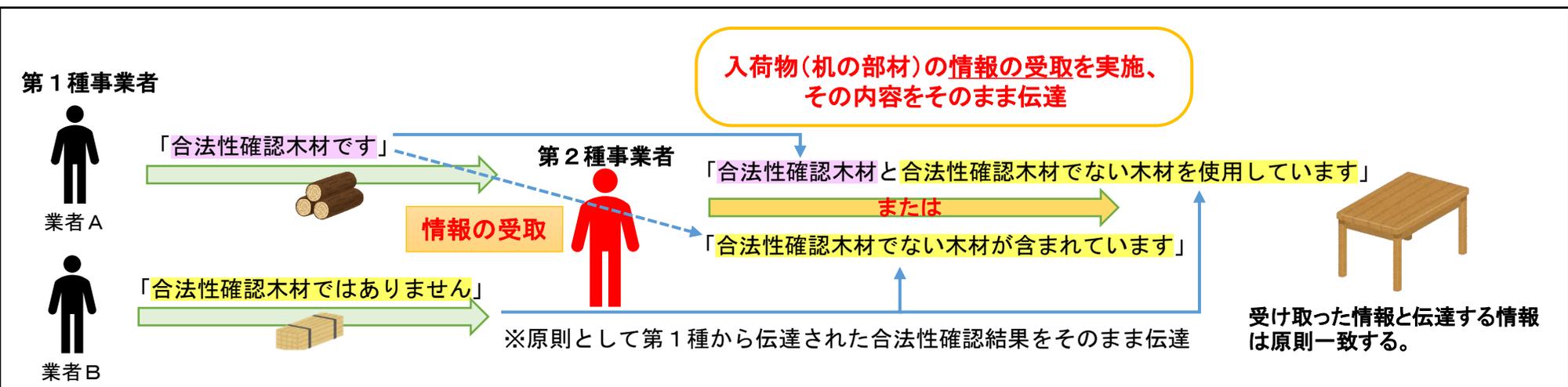
2. 第2種事業者における情報伝達について

現行（合法性確認）と改正後（情報の受取）の違いについて

現行【合法性確認による伝達】



改正後【情報の受取による伝達】



2. 第2種事業者における情報伝達について

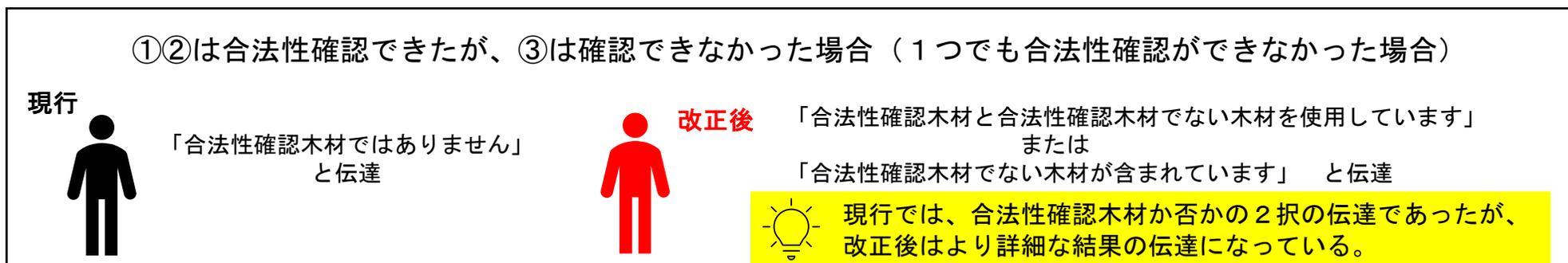
I 【1つの確認材の情報伝達】

(例) 第1種事業者1社のみから入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



II 【複数の確認材の情報伝達】

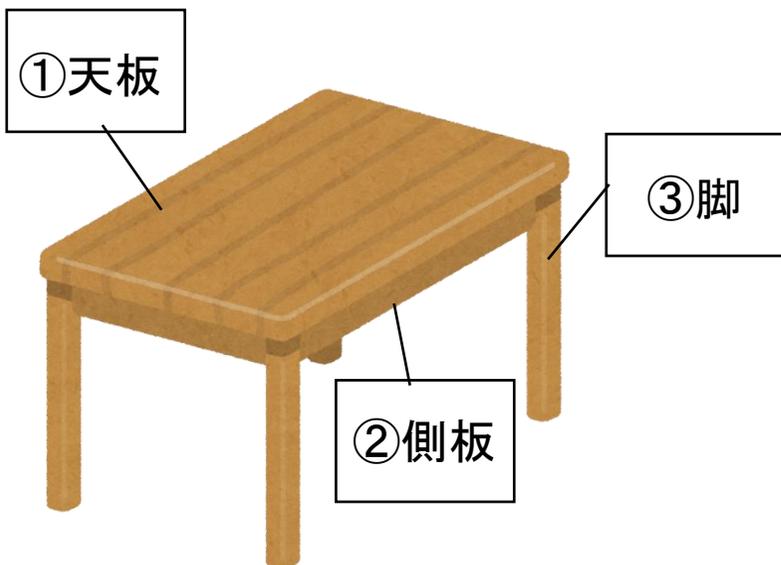
(例1) 複数の第1種事業者 (①②③) から入荷した丸太を加工した柱材10本組の情報伝達



2. 第2種事業者における情報伝達について

Ⅱ つづき【複数の確認材の情報伝達】 (例2) 複数の部材からなる家具等の情報伝達

複数の第1種事業者①②③から
譲受けた材を使用し、作成した机



改正後では、小売事業者も
木材関連事業者追加されます。

①②③すべてで合法性が確認できた場合

現行



「合法性確認木材です」
と伝達

改正後



原則は

「3種類の合法性確認木材です」と伝達

※「3種類の」は省略可。
※全て合法性確認木材である旨を
強調する文言の追加可。

①②は合法性確認できたが、③は確認できなかった場合
(1つでも合法性確認ができなかった場合)

現行



「合法性確認木材ではありません」
と伝達

改正後



「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」
または
「合法性確認木材でない木材が含まれています」と伝達



現行では、合法性確認木材か否かの2択の伝達であったが、
改正後はより詳細な結果の伝達になっている。

2. 第2種事業者における情報伝達について

情報伝達に関する対照表

事例		現行	改正後
1つの確認材の情報伝達 (第1種事業者1者のみから木材を入荷した場合)		<ul style="list-style-type: none"> ・合法性確認が出来た場合「合法性確認木材です」と伝達 ・合法性確認が出来なかった場合「合法性確認木材ではありません」と伝達 <p>※変更無し</p>	
複数の確認材の情報伝達 (複数の第1種事業者①②③)から木材を入荷、またその木材を使用し家具等を作成した場合	①②③のすべてで合法性が確認できた場合	「合法性確認木材です」と伝達	<p>原則は「3種類の合法性確認木材です」と伝達</p> <p>※「3種類の」は省略可。 ※全て合法性確認木材である旨を強調する文言の追加可。</p>
	①②③のいずれかで合法性が確認できなかった場合	「合法性確認木材ではありません」と伝達	<p>「合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています」</p> <p>または</p> <p>「合法性確認木材でない木材が含まれています」と伝達</p>



現行では、出荷物が合法性確認木材か否かの2択の伝達であったが、改正後は出荷物を構成する各入荷した部材の確認結果の伝達が必要になっている。

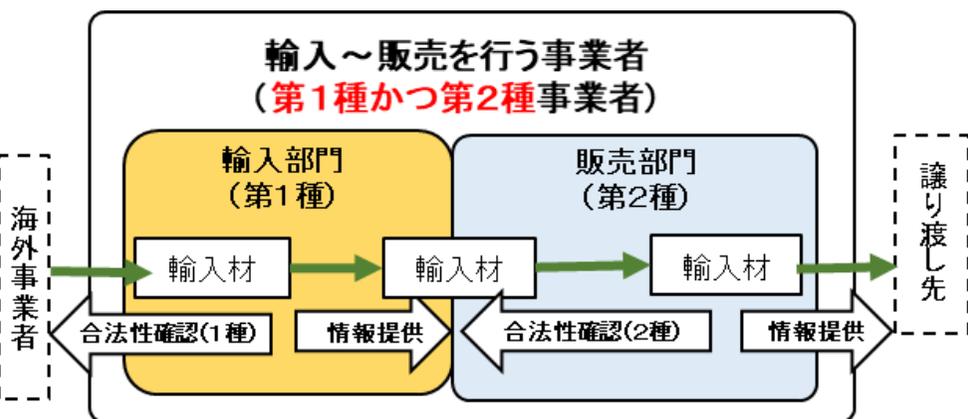
3. 輸入事業者の登録種別の考え方

【現行法】 輸入部分を第1種、販売部分を第2種として両方の登録

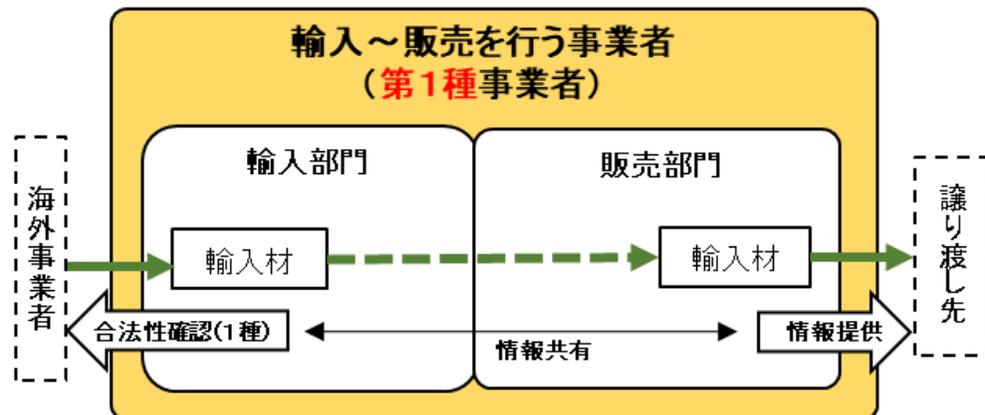
【改正法】 輸入事業者は輸入～販売を含めて第1種登録のみ

※ただし、国内の他の木材関連事業者から木材等を調達して販売している場合は、当該事業は第2種事業に該当するため第2種登録が必要

(現行法)



(改正法)



4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方

【改正法】基準以上となった第1種事業者は、毎年1回①及び②を主務大臣に報告

- ① 第1種事業者として譲受けた木材等の総量
- ② ①のうち合法性確認木材等の数量

1. 一定規模の基準

第1種事業として譲受けた区分1～3ごとの量

区分1	： 国産材（丸太）の総量	3万m ³
区分2	： 輸入した「木材」を丸太換算した総量	3万m ³
区分3	： 輸入した家具・紙等の物品（「木材」以外）の総量	1.5万トン

2. 報告対象

- (1) 第1種事業として譲受けた木材等についてのみ報告
- (2) 区分1～3のいずれかの基準以上の場合、すべての区分について報告

3. 報告内容

(1) 譲受け等をした木材等の総量：譲受け等をした木材等の総量を種類別に報告

① 【区分1、区分2】木材の単位：任意

木材の種類：「素材」「板材、角材等」「単板、合板等」「集成材等」「OSB」「ペレット等」「チップ等」

② 【区分3】家具・紙等の単位：トン（任意の換算係数で単位を統一）

家具・紙等の種類：「家具」「木材パルプ、紙」「建材」「建具」「中間製品・その他」

(2) (1)のうち合法性確認木材等の数量

① (1)で用いた単位と揃えること

② 合法性確認を行った木材等の数量ではなく、合法性が確認できた木材等の数量

4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方 例①

【例1】 1年間で以下の木材等を木材関連事業者として譲受けをした製材工場Aについて

- ① 素材生産販売事業者αから10,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 素材生産販売事業者βから20,000m³の国産丸太を購入（うち、10,000m³が合法性確認木材）
- ③ 自社有林から5,000m³の丸太を調達（全量が合法性確認木材であり、全て製材に加工して譲渡しを行った）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①～③いずれも第1種として譲受けた木材であるため、全て対象

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ①～③いずれも“m³”の丸太で統一されているため作業不要

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	10,000m ³			
②丸太	20,000m ³			
③丸太	5,000m ³			
合計	35,000m ³	0m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分1で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量 : 区分1 = 35,000m³、その他の区分 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量 : 区分1 = 25,000m³

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

4. 第1種事業者の定期報告 一定規模以上の考え方 例②

【例2】 1年間で以下の木材等を譲受けをした合板工場Bについて

- ① 素材生産販売事業者から25,000m³の国産丸太を購入（全量が合法性確認木材）
- ② 流通事業者から5,000m³の製材を購入（うち、3,000m³が合法性確認木材）
- ③ 海外事業者から2,500,000枚の単板を輸入（うち、2,000,000枚が合法性確認木材）
- ④ 海外事業者から25,000m³の製材を購入（うち、全量が合法性確認木材）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・ ①、③、④は第1種として譲受けた木材であるため対象（②は第2種として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・ ③の単板2,500,000枚 = 17,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：0.007m³/枚を使用）
- ・ ④の製材25,000m³ = 42,500m³（工場Bで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	25,000m ³			
②製材				5,000m ³
③単板		2,500,000枚 = 17,500m ³		
④製材		42,500m ³		
合計	25,000m ³	60,000m ³	0トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・ 譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太25,000m³、区分2 = 単板2,500,000枚 製材25,000m³、区分3 = 0m³
- ・ 合法性確認木材等の数量：区分1 = 25,000m³、区分2 = 単板2,000,000枚 製材25,000m³

※木材について報告は換算前の数量・単位でよい

⇒ 木材のみを取り扱うため、農林水産大臣あてに報告

5. 第1種事業者の記録の作成・保存

- (1) ①収集等した原材料情報に関する情報、②合法性確認の結果、③確認の理由について記録を作成
- (2) 合法性確認を行った木材等を譲渡すまでに作成
- (3) 原則5年間保存

1. 記録作成の単位

- (1) 簿冊等の作成単位：原則事業所ごと（複数事業所が一括して譲受けを行っている場合はこの限りではない）
- (2) 簿冊内の整理の単位：国産・輸入の区分、取引をした期間など任意の区分に応じて整理
- (3) 記録の作成単位：合法性確認を行った単位（合法性確認はトラック、コンテナ等の譲受け単位で行う必要はない）

2. 記録の内容

- (1) 収集した原材料情報の内容（例 スギ／宮崎県／伐採造林届出書）
 - ① 樹種：取引において通常用いている名称（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ② 伐採地域：国名。国産は、A. 国産、B. 都道府県、C. 市町村など（原材料情報の収集・整理のスライド参照）
 - ③ 証明書等の種類（証明書そのものを保存してもよい）
- (2) 合法性確認木材等であるか否か
- (3) 合法性確認の理由：（2）の根拠が分かるように記録
 - 例1 ○○という関連情報を用いて判断した
 - 例2 収集した原材料情報が真正であると判断した
 - 例3 収集した原材料情報等を踏まえて、内規に則り判断した
 - 例4 原材料情報及び取引先が木材の合法性に関する認定を受けている事業者であることを踏まえて判断した

3. 記録の方法

書面又は電子

4. 記録の作成の期限

遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで

5. 記録の保存期間

作成の日から5年間（ただし、作成の日から譲渡しまで5年を超える場合は譲渡しの時まで）

5. 第1種事業者の記録の作成・保存 具体例

必要事項（①原材料情報の内容、②合法性確認結果、③合法性確認の理由）が記録されていれば形式は自由ですが、いくつか例を示します

【保存方法】



紙ファイル

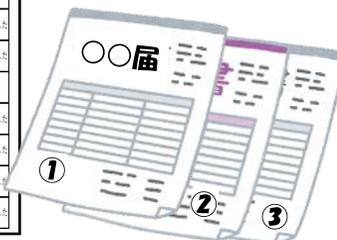


電子データ

例① 合法性確認結果等一覧表＋原材料情報

証明書No	樹種	伐採地域	合法性確認結果	理由
①	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
	ヒノキ	栃木	合法性確認でない	十分な情報を収集できなかった
②	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
③	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
④	広葉樹	茨城	合法性確認でない	原材料情報の真正性に疑義
⑤	スギ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
⑥	マツ	福島	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
⑦	ヒノキ	宮城	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した
⑧	スギ	宮崎	合法性確認木材	取集した原材料情報等を踏まえて、内閣に照り判断した

原材料情報や合法性確認結果・理由等を整理した表と証明書をセットで保管



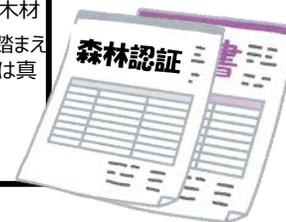
例② 合法性確認単位毎の確認結果等＋原材料情報のセット

合法性確認を行った単位ごとに結果の記録と証明書をセットで保存

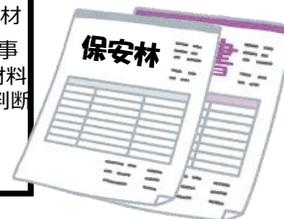
○月○日
合法性確認木材
自社DD基準に
基づき合法性を
確認した



△月×日
合法性確認木材
取引実績も踏まえ
原材料情報は真
正と判断



△月○日
合法性確認木材
相手方は認定事
業者であり原材
情報は真正と判断



例③ 確認結果等別に保管

合法性確認結果や判断理由が同じものをまとめて保管
※確認結果や理由を表紙等に記載し、当該物件の
原材料情報を保管



例④ システムに登録

現在開発中のシステムに記録すべき事項を登録

※画面イメージ

合法性確認結果登録

合法性確認結果の登録をします。必須事項を入力後、登録ボタンを押してください。

原材料情報

原材料ID:2507-000025

原材料情報1		収集した原材料情報の内容
伐採地域・国	日本 山形県	
樹種	ヒノキ クロマツ	
合法性証明書	証明書種別	伐採造林届適合通知
	証明書	xxxの伐採造林届.pdf

原材料情報2		
伐採地域・国	日本 栃木県	
樹種	スギ クヌギ	
合法性証明書	証明書種別	森林経営計画書
	証明書	xxxに関する森林経営計画書.pdf

その他関連情報

その他関連情報がある場合に入力してください

合法性確認の信頼性を向上させる
ためのその他関連情報

その他ファイル

その他に添付したいファイルがある場合に登録してください。ファイルサイズは5MBが上限です

ここにファイルをドロップまたは

[ファイルを選択](#)

ファイルが未選択です

確認結果 必須

合法性確認結果（定型文から選択or自由記載）

確認結果を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合は他を選択後、確認結果を入力してください。

その他

確認結果の理由 必須

合法性確認理由（定型文から選択or自由記載）

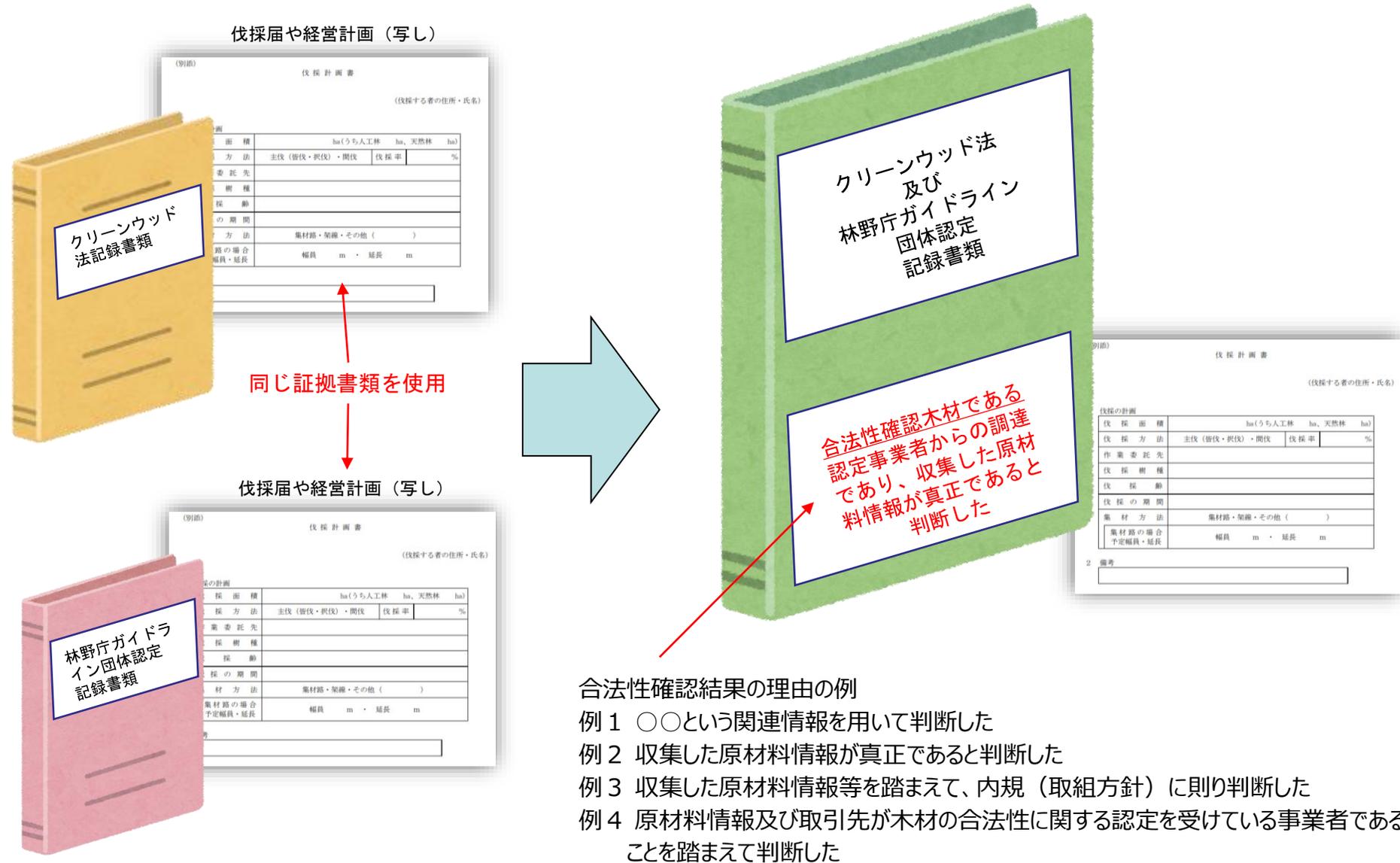
確認結果の理由を選択してください。選択肢に当てはまるものがない場合は他を選択後、確認結果を入力してください。

その他

参考：他制度の記録とまとめたの保管

他制度に基づく合法性関係の記録の保存においてグリーンウッド法と重複する場合、1つのファイルにまとめて保管してもかまいません。同じ書類をコピーして複数のファイルで保存する必要はありません。

※あくまでグリーンウッド法としては問題ないとの解釈ですので、他制度の運用においても問題ないかは別途ご確認ください



参考：原材料情報の保存パターン

1. 証明書だけで原材料情報として完結

伐採届
証明書に樹種、伐採地域の記載あり



森林経営計画認定書 + 森林経営計画書 (抜粋)
証明書に樹種、伐採地域の記載あり



2. 証明書+αで原材料情報として完結

① 証明書+別書類



原材料情報の一部
(樹種等) の記載がない証明書

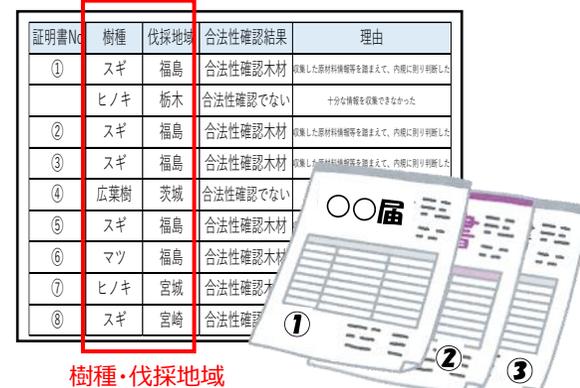
証明書に記載ない情報
(樹種や伐採地域) を記載した納品書等

② 証明書に直接追記



不足する原材料情報を証明書に直接書き込むことで原材料情報として完結

③ 証明書+一覧表等



樹種・伐採地域

証明書と対応できる形で樹種や伐採地域を一覧表にとりまとめ

改正クリーンウッド法 Q&A

改正法に関するよくある質問についてご紹介します。

Q1: クリーンウッド法の対象物品でないものを製造するために対象物品(素材や製材等)を譲り受けた場合、合法性の確認等は必要か

A: 対象物品(木材等)でないものを製造する者は木材関連事業者該当せず、合法性確認等は不要です。

ただし、譲り受けの時点で製造する物品が対象物品か対象外物品か決まっていな、または同じ原料を用いて対象物品と対象外物品を製造しており入荷の際に分別できない場合などは、入荷分全体について合法性確認等を行うことが必要です。なおその場合も、製造した対象外物品については譲り渡す際の情報伝達は不要です。

Q2: 製材端材をチップ用としてチップ製造業者へ販売する場合、製材端材および製造されたチップは対象物品に該当するか

A: 該当します。

素材生産の過程で発生する枝葉や林地残材、風倒木処理や流木採取等の伐採に類する行為により生産した丸太、工場から発生する端材やのこくず等について、譲渡しや木材等への加工を目的として収集する場合は、法の対象となります。譲渡しを目的として生産されているので、クリーンウッド法における「木材」の対象外となる「一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたもの及びこれらを材料とするもの」には該当しません。

Q3: 第1種木材関連事業者は、取り扱う全ての木材等に対して、合法性確認等の義務が課されるのか

A: 第1種事業者が取り扱う全ての木材等について合法性確認等の義務が課される訳ではありません。

(1) 合法性確認、記録の保存、情報伝達いずれの義務も課されない場合

① 第2種事業者として木材等を譲受ける場合

例) 原木市場から丸太を購入する製材工場
輸入商社から単板を購入する合板工場

② CW法の対象外物品を製造するために木材等を譲受ける場合

例) 丸太を素材生産販売事業者から購入し玩具(対象外物品)を作る工場
丸太(しいたけ原木)を森林所有者から購入し、ほだ木を作る工場

③ 消費者として木材等を譲受ける場合

例) 製材工場が事務所で使用する木製家具を自ら輸入する場合
原木市場が素材生産販売事業者から購入した丸太をベンチに加工し、事務所で使用する場合

(2) 情報伝達の義務のみ課されない場合(情報の収集、合法性の確認、記録の保存の義務は課される)

第1種事業者が木材等を消費者等に譲渡す場合

例) 家具工場が素材生産販売事業者から購入した丸太を家具に加工し、消費者に販売する場合
原木市場が丸太を法の対象外物品を製造する事業者に譲渡す場合

Q3の解説：対象外物品の製造事業者への譲渡しについて

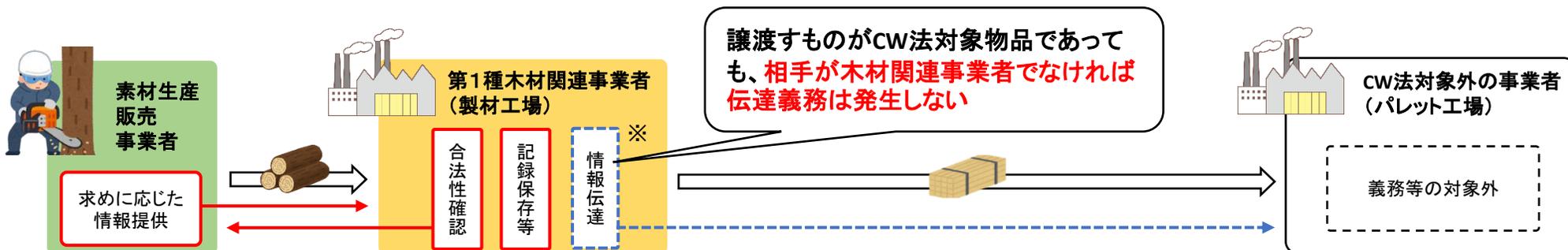
- (1) 第1種木材関連事業者が対象外物品の製造事業者へ木材を譲渡す場合は、伝達義務の対象外
- (2) 当該事業者への情報伝達は消費者と同様の扱いとなり、努力義務の対象
- (3) 将来的に対象外物品に加工されることが分かっても、木材関連事業者へ譲渡す場合は義務対象

<第1種木材関連事業者の義務の課され方>

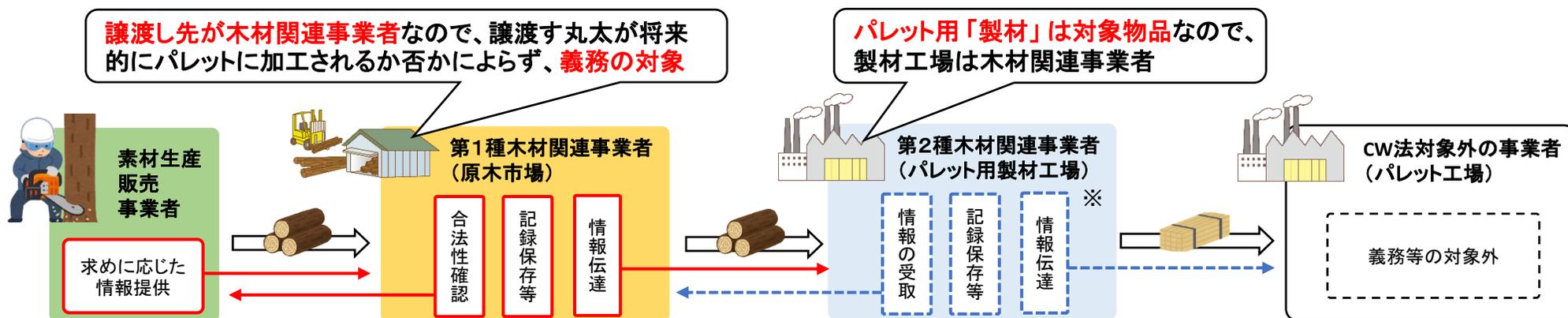
⇒ : 木材等の流れ → : 義務 → : 努力義務

【例：丸太からパレット（CW法対象外物品）が製造される場合】

○ 第1種木材関連事業者が直接パレット工場に譲渡す場合



○ 第2種木材関連事業者がパレット工場に譲渡す場合（第1種は第2種に譲渡す）



※ CW法においては、木材関連事業者以外への譲渡しは消費者への譲渡しと同様に取り扱うこととなり、情報伝達の努力義務の対象

素材生産販売事業者が行う原材料情報の提供

Q4: 原材料情報の提供において、証明書等の一部を黒塗りしてもよいか

A: 適宜黒塗りして問題ありません。

情報提供にあたっては、原材料情報としての情報を損なわない範囲において、黒塗り等をして差し支えありません。例えば、契約条件に関する情報等の、原材料情報に該当しない部分であって、素材生産販売事業者にとって商行為上、不利益になり得る部分などについては、提供する必要はありません（提供を拒否してもよい）。

第1種木材関連事業者が行う原材料情報の収集

Q5: 同一の事業者から継続的に木材等を譲り受ける場合、二回目以降についても原材料情報を収集する必要があるのか

A: 2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認する必要があります。

同一の事業者から同一の商品を継続的に譲り受ける場合であっても、原材料となる樹木の樹種や伐採地点は途中で変わることも想定されます。このため、2回目以降の譲受けにおいても、原材料情報に変更がないかを確認するようにしてください。

原材料情報が変わらないことが確認できれば、1回目に収集したものを使い回すことは差し支えありません。

Q6: 伐採造林届出書や特定間伐等促進計画等は原材料情報であるが、それらに対して自治体が発行する適合通知書等も原材料情報になるのか

A: 原材料情報となります。

政令第1条第12号で規定する「地方公共団体が（中略）違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことについて認証したことを示す情報」に該当します。

Q7: 森林外の樹木(屋敷林や街路樹等)についても合法性確認が必要か

A: 国産材の場合、森林外の樹木はクリーンウッド法対象外のため合法性確認等の義務は生じません。ただしクリーンウッド法に準じた合法性確認(この場合は原材料情報となる証明書が収集できないので、“その他関連情報”として所有者からの聞き取りや独自証明等を踏まえて合法性を確認するなど)を行った場合、合法性確認木材(法対象)と混ぜても当該物件は「合法性確認木材」として取り扱えます。

※合法性確認において、一部でも合法性確認木材等でない木材等が含まれると「合法性確認木材でない木材等」となりますが、一部庭木等を含むチップ材等の取扱において分別管理による過度な事業者負担を避ける観点から、法に準じた合法性確認ができたものは「合法性確認木材」と一緒に扱えるものとします。

Q8: 保安施設事業や地すべり防止工事等に伴う支障木等、伐採造林届出書が不要な伐採に係る木材の合法性はどう確認すればよいのか

A: 伐採造林届書に代えて、政令に定める書類も原材料情報として合法性確認に活用できます。「伐採届等の写しに代わる当該木材等が違法伐採に係る木材等に該当しない蓋然性が高いことを証する情報として政令で定める情報」(改正法第6条)については「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令」(第1条第1項)に定めているところです。例えば保安施設事業や地すべり防止工事等に伴う支障木伐採については、それを証する書類(当該工事の請負契約書写し等)をもって確認いただけます。

Q9: 民間企業独自の証明書等は合法性確認に使用可能か

A: 原材料情報としての証明書とはなりませんが、「その他関連情報」として活用いただけます。企業の独自証明は、原材料情報としての証明書とはみなせません。ただし合法性の確認は、収集した原材料情報(樹種・伐採地域・証明書)に加え、「その他関連情報」を踏まえて行うことが規定されているので、企業等の独自証明を「その他関連情報」として合法性確認に活用いただくことは差し支えありません。

Q10: すべての原材料情報が収集できれば必ず「合法性確認木材」になるか。逆に一つでも原材料情報を収集できなかつたら「合法性が確認できない木材」となるのか

- A: 原材料情報が全て収集できたことをもって、機械的に合法性確認木材等とはなりません。
収集した原材料情報が必ずしも真正なものであるとは限らないことから、原材料情報に加え、国が提供する情報、素材生産販売事業者又は我が国に木材等を輸出する者との取引の実績その他の木材等の流通及び利用に関する情報を踏まえて合法性確認を行うものとしています。
収集できなかった原材料情報がある場合は、収集できなかったという事実とその他関連情報を踏まえて合法性確認を行っていただくこととなります。

Q11: 合法性が確認できなかった木材等は流通できなくなるのか

- A: 「合法性確認木材等ではない木材等」として流通させることとなります。
クリーンウッド法は流通規制を課すものではなく、合法性の確認とその結果の伝達を通じて合法性が確認された木材等の流通及び利用を促進するものです。
合法性の確認ができなかった場合は、次の取引に際し信頼性の高い取引先を選定するなど、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置（努力義務）に取り組んでいただくことで、合法性が確認された木材等の割合を高めていくことを目指しています。

Q12: 合法性の確認は入荷単位ごとに行わなければならないのか

- A: 合法性確認を行う単位は任意です。
トラックや船といった物理的な木材の入荷単位に加え、事業者、入荷時期等任意のまとまりで合法性の確認を行って差し支えありません。

7/23日の市 入荷材内訳

A. 入荷業者：〇〇林産 入荷日：7/17日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 1



証明書①

トラック 2



証明書①

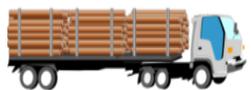
トラック 3



証明書②

B. 入荷業者：△△林業 入荷日：7/17日

トラック 4



証明書③

トラック 5



証明書③

C. 入荷業者：□□組合 入荷日：7/19日
【林野庁GL認定事業者】

トラック 6



証明書④

トラック 7



証明書⑤

トラック 8



証明書⑤

＜考えられる単位の例＞

1. トラックごと：8回確認
(トラック1～8)
2. 証明書ごと：5回確認
(証明書①～⑤)
3. 入荷業者ごと：3回確認
(入荷業者A、B、C)
4. 林野庁GL認定の有無ごと：2回確認
(認定有：A・C、無：B)
5. 入荷日ごと：2回確認
(7/17、7/19)
6. 市ごと：1回確認

※確認をまとめて行う場合、対象に一部でも「合法性確認木材等でない木材」が含まれる場合は、当該木材全体を「合法性確認木材等でない木材」とする必要があることに留意

Q13: 合法性確認結果の異なる材をまとめて出荷する場合、結果をどう伝えればよいか

A: それぞれの確認結果を伝達することが原則ですが、確認結果が同じ場合はまとめて伝達することも可能です。合法性確認木材等でないものが含まれる場合はその旨を明確にすることが重要です。

【例1】3ヶ所の伐採現場から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材
丸太② → 証明書：森林経営計画 確認結果：合法性確認木材
丸太③ → 証明書：国有林売買契約書 確認結果：合法性確認木材

⇒ 原則は、「3種類の合法性確認木材です」と伝達（※）する
「3種類の」を省略しても可とする。
全て合法性確認木材である旨を強調する旨の文言を追加してもよい。

【例2】2つの取引先から入荷した丸太から加工した合板100枚

丸太① → 証明書：伐採造林届出書 確認結果：合法性確認木材
丸太② → 証明書：なし 確認結果：合法性確認木材でない木材

⇒ A. 合法性確認木材と合法性確認木材でない木材を使用しています
B. 合法性確認木材でない木材が含まれています

※ 第1種事業者については、収集等した原材料情報に関する情報も伝達する必要あり

Q14: 第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混ぜて譲渡する場合、合法性確認結果の伝達は義務か

A: 第1種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果の伝達は義務です。
第2種事業者として譲り受けた木材等の合法性確認結果伝達は努力義務ですが、譲受ける事業者の利益を考えれば第2種として譲受けた木材等も含めた譲り渡す木材等すべての合法性確認結果を伝達することが望ましいです。

【例1】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材

⇒ 「（2種類の）合法性確認木材です」

【例2】 2つの取引先から入荷した丸太を加工した柱材10本組

丸太① → 第1種事業者として譲受け	証明書：伐採造林届出書	確認結果：合法性確認木材
丸太② → 第2種事業者として譲受け		確認情報：合法性確認木材でない木材

- ⇒ A. 「合法性確認を行った木材は合法性確認木材です」
（第2種事業者として譲受けた合法性確認木材でない部分については伝達しない）
- B. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」
（第1種及び第2種事業者の両方について伝達したこととなる）
- ※ 「合法性確認木材です」のみは譲渡す全ての木材について表現しているとの誤解を与えるので好ましくない

Q15: 情報伝達の際、「合法性確認木材等です」の「等」は必須なのか

A: クリーンウッド法における「木材」を譲り渡す際は「合法性確認木材」と伝達いただいても問題ありませんが、家具・紙等の物品を譲り渡す際は「合法性確認木材等」と伝達してください。

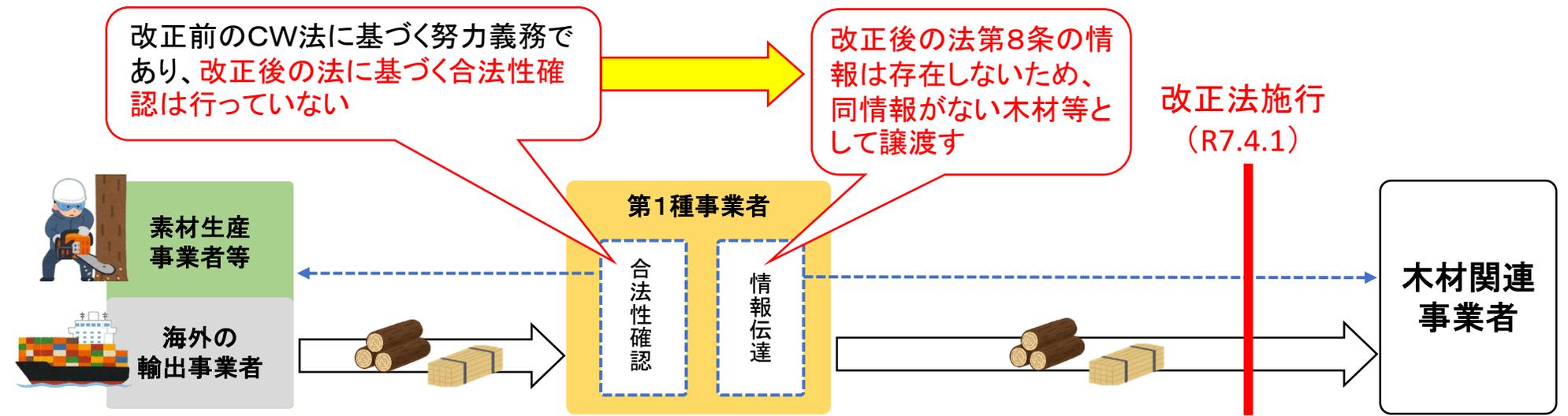
クリーンウッド法における「木材等」(法第2条)

木材	木材等(家具・紙等の物品)
<p>基本方針 一の2</p> <p>(1)素材 丸太、枝葉、根株、林地残材、風倒木処理等の伐採に類する行為により生産されたもの等を含む</p> <p>(2)板材、角材及び円柱材 化学的又は物理的な処理により密度・硬度等を増加させたものを含む</p> <p>(3)単板、突き板及び構造用パネル(OSB)</p> <p>(4)(2)、(3)又はこれらに類するものを接着等して製造されたもの(合板、単板積層材、集成材、直交集成板、たて継ぎ材等) DLT、NLT等の接着剤を使用せずに接合したものやI型複合梁を含む</p> <p>(5)のこくず・木くず(棒状、ブリケット状、ペレット状等の形状に凝結させてあるか否かを問わない)、チップ及び小片 端材、たが材、くい、チップウッド等の粗の木材を含む</p>	<p>施行規則 第2条</p> <ol style="list-style-type: none"> 椅子、机、棚、収納用じゅう器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード及びベッドフレームのうち、主たる部材に木材を使用したもの 木材パルプ コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙、ティッシュペーパー及びトイレットペーパーのうち、木材パルプを使用したもの フローリングのうち、基材に木材を使用したもの 木質系セメント板 サイディングボードのうち、木材を使用したもの 戸(主たる部材に木材を使用したものに限る。)及びその枠(基材に木材を使用したものに限る。) 1～6の物品の製造又は加工の中間工程で造られたものであって、以後の製造又は加工の工程を経ることによって当該物品となるものうち、木材又は木材パルプを使用したもの

Q16: 第1種木材関連事業者が改正法の施行(令和7年4月1日)以前に仕入れた木材等について、第2種事業者へ出荷の際にどのような情報を伝達すればよいか

A: 第1種事業者の譲受け等の完了が施行日前であれば、改正後の合法性の確認及び情報伝達等の義務の対象とならないことから、合法性確認結果及び原材料情報に関する情報を伝達しなくて差し支えありません。

【施行日前に第1種事業者が譲受けた木材等の譲渡しに係る基本的な考え方】



※ 施行日前に譲受けた木材等については、改正後の合法性の確認等を行った場合、その結果を伝達してもよい
改正後の原材料情報は改正前の合法性の確認において収集すべき情報に含まれているため、すでに収集した情報を用いて机上で改正後の合法性の確認が可能

Q17: すべての製材品や合板について合法性を確認済である旨をホームページ等に掲載することで、取引先の木材関連事業者へ合法性確認結果の情報伝達をしたと見なせるか

A: ホームページへの掲載だけでは情報伝達とは見なせません。

「木材関連事業者は、木材等の譲渡しをする場合における相手方への情報の伝達について、当該木材等が合法性確認木材等であるか否かの別の情報を当該譲渡しの相手方に伝達することにより行うものとする。」と規定しています。

情報の伝達とは①他者が知覚できる、②相手方に届いたことが分かる、の2つを満たしている必要があります。合法性確認結果をホームページに掲載する場合、そのホームページのURL等を伝票や契約書などに記載し、相手方へ確実に渡すことができれば、情報伝達をしたこととなります。

Q18: 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」やその他の制度等による合法性に係る情報伝達を、クリーンウッド法の情報伝達に代えられるか

A: 他制度に基づき合法性に関する情報伝達を行っていても、別途クリーンウッド法に基づく情報伝達を行っていただく必要があります。

クリーンウッド法の下で伝達すべき以下の事項をカバーする必要があります。

第一種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

②原材料情報に関する情報

第二種木材関連事業者においては

①合法性確認結果：「合法性確認木材等である」か否か

なお、クリーンウッドでは「合法伐採木材」と「合法性確認木材」を区別しているため、「合法伐採木材です」ではなく「合法性確認木材等」である旨を伝達いただく必要があります。

Q18の参考：納品書記載例（第1種→第2種）

納品書

〇〇 株式会社
 〇〇〇〇 部署
 代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
 発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
 所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
 代表： 山元 花子

本体金額：¥ 999,999,999
 消費税：¥ 999,999,999
 合計金額：¥ 999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
 ◆ クリーンウッド法に基づき以下原材料情報を収集しています
 樹種（スギ） 伐採地域（福島県） 証明書等（森林経営計画書）
 ◆ 上記の物件は合法性確認木材です

ロゴマーク等

〇〇県木連00XX号
 ■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・原材料情報収集結果※ 1
- ・合法性確認結果※ 2

他制度に基づく伝達情報

例：林野庁GLの団体認定
100%SGEC認証材です

※ 1 原材料情報の中身（上記記載例の（スギ）（経営計画書）等）まで伝達するかは任意です。

「全ての原材料情報を収集しています」「原材料情報のうち、証明書は収集できませんでした」などの記載でもかまいません。

※ 2 林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

Q18の参考：納品書記載例（第2種→第2種）

納品書

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日
発行者： 〇〇 株式会社〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市〇町 12-34
代表： 山元 花子

本体金額：¥999,999,999
消費税：¥999,999,999
合計金額：¥999,999,999

樹種	品名	等級	長さ	厚	幅	入	単位	材積	金額	適用

CW法に基づく伝達情報

- ・登録番号（登録業者の場合）
- ・合法性確認結果

クリーンウッド法登録木材関連事業者：〇〇〇 - CLW - XXX
◆ 上記の物件は合法性確認木材です。

ロゴマーク等

他制度に基づく伝達情報
例：林野庁GLの団体認定

〇〇県木連00XX号
■ 上記の物件は合法的に伐採された木材のみ使用しています。

※林野庁ガイドライン（団体認定制度等）を活用してCW法に基づく合法性確認を行った場合も、当該制度に基づく伝達情報とは別に、CW法に基づく合法性確認結果を記載する必要があります

Q18の参考：合法性確認情報記載例（第1種→第2種）

登録事業者の場合は必須→

〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
代表 林野 太郎 様

発行日：YYYY年MM月DD日

発行者： 〇〇 株式会社
〇〇〇〇 部署
所在地： 〇〇県 〇〇〇市
〇〇〇〇町
〇〇〇〇〇 12-34
代表： 山元 花子

グリーンウッド法登録木材関連事業者
登録番号：〇〇〇 - CLW - XXX

グリーンウッド法に基づく合法性確認情報

1. 原材料情報の記録に関する情報

原材料情報の収集結果

収集結果	原材料情報	詳細（任意）
<input checked="" type="checkbox"/>	樹種	スギ
<input checked="" type="checkbox"/>	伐採地域	福島県
<input checked="" type="checkbox"/>	証明書等	伐採届

表ではなく「グリーンウッド法に基づき全ての原材料情報を収集済みです」といった文章でも可

2. 合法性確認結果

当該物件は合法性確認木材等です

3. その他情報

登録・認証等の情報

制度名等	登録番号	備考
合法木材供給事業者認定	全木連第●●-XX号	合法的に伐採された木材です
SGEC森林認証	JIA-COC-12345	100%SGEC材です

各制度に則した伝達事項等

備考

・2024年●月●日～△月△日納品分

ロゴマーク等

納品書や請求書とは別に、CW法に基づく伝達情報のみ添付書類として提供する場合など

チェック

いくつかの事例について
回答を考えてみてください

チェック①:

机と玩具を製造するために素材生産販売事業者から木材を調達している。
合法性確認は義務でしょうか？

答え

机は対象物品なので原料となる木材の合法性確認が義務。

一方、玩具は法対象物品ではないので、玩具の原料となる木材の合法性確認は不要。

※同じ木材から机と玩具を製造しており区分け不可な場合は、玩具分も含めて合法性確認を行う

チェック②:

第1種木材関連事業者が、パレットのみ製造しているパレット製造事業者へ木材を譲り渡す際に、合法性確認結果等の情報伝達は義務でしょうか？



ヒント: パレットはクリーンウッド法対象物品ではありません

答え

法対象外物品のみ製造する事業者への譲り渡しにおいて、情報伝達義務は課されません。

チェック③:

1年間で以下の木材等を譲受けした商社について、定期報告では①～③のどの情報を誰に報告する必要があるでしょうか？

- ①素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち100 m³を自社で消費
- ②海外事業者から17,650m³の製材（丸太換算30,000m³）を購入
（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③海外事業者から30,000,000枚のフローリング（トン換算で24,000トン）を購入
（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

答え

- ①（自社消費分100m³除く）及び
- ②③全ての数量を
農林水産大臣及び
経済産業大臣へ報告

1年間で以下の木材等を譲受けした商社Cについて

- ①素材生産販売事業者から20,000m³（全量合法性確認木材）の国産丸太を購入し、うち①' 100m³を自社で消費
- ②海外事業者から17,650m³の製材を購入（うち、15,000m³が合法性確認木材）
- ③海外事業者から30,000,000枚のフローリングを購入（うち、20,000,000枚が合法性確認木材等）

◇Step1. 対象となる木材等の整理（第2種又は消費者として譲受けた木材等は対象外）

- ・①、②、③は第1種として譲受けた木材であるため対象（①' は消費者として譲受けた木材であるため対象外）

◇Step2. 対象となる木材等の単位の統一（木材については丸太換算も）

- ・②の製材17,650m³ = 30,000m³（商社Cで通常用いられる丸太換算係数：1.7を使用）
- ・③のフローリング30,000,000枚 = 24,000トン（商社Cで通常用いられる換算係数：0.0008トン／枚を使用）

◇Step3. 各区分の総量を求め報告の要否について確認

	国産材 【区分1】	輸入木材等		第2種事業者 又は消費者として 譲受けた木材等
		木材 【区分2】	家具・紙等の物品 【区分3】	
①丸太	19,900m ³			
②製材		30,000m ³		100m ³
③フローリング			30,000,000枚 = 24,000トン	
合計	19,900m ³	30,000m ³	24,000トン	
基準	30,000m ³	30,000m ³	15,000トン	

⇒ 区分2及び3で基準以上となるため、全ての区分について報告の必要あり

◇Step4. 報告内容及び報告先

- ・譲受けた木材等の総量：区分1 = 丸太19,900m³、区分2 = 製材17,650m³、区分3 = フローリング24,000トン
- ・合法性確認木材等の数量：
（例）区分1 = 19,900m³、区分2 = 15,000m³、区分3 = 16,000トン

⇒ 木材及び家具・紙等の物品を取り扱うため、農林水産大臣及び経済産業大臣あてに報告

チェック④:

第2種木材関連事業者が、「合法性確認木材」と「合法性確認木材でない木材」をまとめて（または組み合わさった製品等を）出荷する場合、当該物件の合法性確認結果をどのように伝達すべきでしょうか？

- A. 「合法性確認木材ではありません」
- B. 「合法性確認木材と合法性確認木材ではない木材を使用しています」
- C. 「合法性確認木材でない木材が含まれています」

答え

BまたはC

※現行法のもとではAでした。

改正法のもとでは、第2種木材関連事業者は原則として第1種木材関連事業者から伝達された合法性確認結果をそのまま伝達します。

※なお第1種が合法性確認木材とそうでない木材をまとめて出荷する場合も同様です。

チェック⑤:

以下の対応は正しいでしょうか？

「現在森林認証材を調達し、自らもCoC認証を取得しており伝票には『森林認証材』である旨記載して出荷しているので、クリーンウッド法における情報伝達のために新たに対応する必要はない。」

答え

正しくありません。

合法性に係る他制度に基づく伝達を行っている場合でもクリーンウッド法に基づく合法性確認等を実施のうえ

- ・ 原材料情報に関する情報(第1種のみ)
- ・ 合法性確認木材等であるか否か

を伝達いただく必要があります

今後のスケジュール

時期	内容
令和6(2024)年	
10～11月	改正法説明会(4回、委託事業)
11月頃	・原材料情報に係る告示の公布 ・県産材証明リスト公表
12月頃	Q&A等の更なる運用資料公表
令和7(2025)年	
4月1日	改正法施行